

第 2 期
柏原市下水道施設包括的管理業務

プロポーザル実施要領

令和 6 年

柏原市 上下水道部 下水工務課

このプロポーザル実施要領は、柏原市（以下「本市」という。）が実施する第2期柏原市下水道施設包括的管理業務（以下「本業務」という。）を受託する民間企業の募集かつ選定を行うに当たっての手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）に配布するもので、以下の書類と一体をなすもの（以下「プロポーザル実施要領等」という。）である。

- ① 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 要求水準書
- ② 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 要求水準書 別紙
- ③ 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 モニタリング基本計画
- ④ 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 審査要領
- ⑤ 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 提出書類作成要領及び様式集
- ⑥ 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 基本契約書（案）
- ⑦ 上記に関する質問回答書

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、本市に提出するものとする。

目 次

1	業務概要	1
1-1	業務名称	1
1-2	業務実施場所	1
1-3	業務目的	1
1-4	対象施設	1
1-5	業務内容	1
1-6	業務期間	2
1-7	受託者の選定方法	2
1-8	法令等の遵守	2
1-9	許可等の取得に関する事項	2
1-10	費用の負担	2
2	プロポーザル参加に関する条件等	3
2-1	参加者の構成等	3
2-2	参加資格要件	3
2-3	参加資格の確認基準日	6
2-4	参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	6
2-5	見積上限額	7
2-6	募集に関する留意事項	7
3	本プロポーザルの日程及び問合せ先	10
3-1	各種手続きスケジュール及び方法	10
3-2	手続き、通知、書類の提出及び問合せ等について	11
4	募集に関する手続き等	12
4-1	プロポーザル実施要領等に関する質問の受付・提出	12
4-2	プロポーザル実施要領等に関する質問への回答公表	12
4-3	プロポーザル参加表明書等及び参加資格確認書類の受付・提出	12
4-4	参加資格確認結果の通知	13
4-5	企画提案書の受付・提出	13
4-6	参加の辞退	13
5	最優秀提案者の決定等	14
5-1	選定委員会の設置	14
5-2	資格審査	14
5-3	提案審査	14
5-4	最優秀提案者及び次点提案者の選定	15
5-5	選定結果の通知等	15
5-6	参加者がいない場合の取扱い	15
5-7	失格事由	15
5-8	契約手続き	15
6	提出書類	16
別紙 1	参加者の構成図（例）	17

(用語の定義)

- 本業務 : 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務をいう。
- 本市 : 柏原市をいう。
- 受託者 : 本市と事業契約を締結し、本業務を実施する者をいう。
- 参加者 : 本業務に係るプロポーザルに応募する単独企業又は共同企業体をいう。
(協力企業は除く。)
- 共同企業体 : 複数の企業により構成される企業グループをいう。(協力企業は除く。)
- 構成企業 : 共同企業体を構成する企業をいう。
- 代表企業 : 共同企業体を代表する者をいう。本業務のプロポーザル参加資格の申請、手続きを行い、共同企業体の結成を行う。
- 協力企業 : 受託者から業務の一部を受託する企業をいう。
- 指名停止 : 柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱の規定に基づく指名停止をいう。
- 交付金 : 下水道事業の国庫補助制度に係る交付金のうち、本業務に関連するものをいう。
- 企画提案書 : プロポーザル実施要領等に基づいて作成する書類・図書等をいう。
- 選定委員会 : 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務公募型プロポーザル選定委員会をいう。
- 契約候補者 : 柏原市と基本契約の締結を予定する者として、選定委員会が選定した者(最優秀提案者)をいう。

1 業務概要

1-1 業務名称

第2期柏原市下水道施設包括的管理業務

1-2 業務実施場所

『要求水準書 別紙』に示す業務実施場所

1-3 業務目的

本業務は、本市が保有する下水道施設の維持管理等に係る業務を、一括かつ複数年にわたって委託することにより、下水道施設の安定的な機能確保、維持管理業務の効率化及び市民サービスレベルの充実を図ることを目的とする。

なお、本業務に要求される業務水準・業務内容等は『要求水準書 別紙』に示す。

1-4 対象施設

本業務の対象となる下水道施設は、以下の施設である。なお、対象施設の詳細については『要求水準書』を参照のこと。

- ①公共下水道施設・・・污水管渠、雨水管渠、合流管渠、マンホール（蓋を含む）、
取付管、公共樹等
- ②関連下水道施設・・・柏原市下水工務課の所管施設

1-5 業務内容

本業務に含まれる各業務は次のとおりである。なお、業務内容の詳細については、『要求水準書 別紙』に示す。

- (1) 統括管理業務
 - ①一元管理業務
 - ②セルフモニタリング
 - ③改善提案
- (2) 日常的管理保全業務
 - ①住民対応等業務
 - ②定期清掃業務
 - ③緊急清掃業務
 - ④緊急修繕業務
- (3) 計画的な管理保全業務
 - ①点検調査業務
 - ②マンホール蓋改築業務
 - ③不明水調査業務
- (4) 計画策定業務

- ①ストックマネジメント計画策定業務
- ②不明水対策計画策定業務
- (5) 災害予防業務
 - ①警戒巡視業務
 - ②土嚢作成等業務

1-6 業務期間

本業務の業務期間は、令和7年7月1日から令和12年6月30日までとする。なお、業務実施スケジュールは、下記のとおり予定している。

項目	業務実施スケジュール（予定）
基本契約の締結	令和7年4月
準備期間（引継ぎ期間等）	準備期間：契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで
業務期間	令和7年7月1日から令和12年6月30日（5か年）

1-7 受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

1-8 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、また、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断及び措置等を遵守しなければならない。

1-9 許可等の取得に関する事項

本業務に関係する書類の作成等は、受託者が行うとともに、本業務を履行する上で必要となる道路使用許可申請及び消防署に提出する道路工事届出等は、受託者が自ら取得するものとする。

1-10 費用の負担

本業務の準備及び実施並びに基本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、本書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

2 プロポーザル参加に関する条件等

2-1 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 参加者は、単独企業又は共同企業体とする。
 - イ 共同企業体は、構成企業の中から代表企業を1者選出する。代表企業は、本プロポーザル参加に係る事務手続きに当たって、本市との連絡窓口となること。
 - ウ 業務全般の事務連絡等に当たっては、統括管理業務における統括責任者が本市との連絡窓口となること。なお、業務履行に関する連絡に当たっては、各業務の主任技術者が本市との連絡窓口となること。
 - エ 共同企業体とする場合は、構成企業の数に制限は設けない。
 - オ 参加者は、単独企業である場合は自社又は協力企業に、柏原市内に本店、支店又は営業所を有する企業を含まなければならない。共同企業体である場合はその構成企業又は協力企業に、柏原市内に本店、支店又は営業所を有する企業を含まなければならない。
 - カ 参加者は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成企業になることはできない。ただし、選定されなかった参加者が、受託者となった単独企業又は他の共同企業体の協力企業になることは可能とする。
 - キ 代表企業は、『プロポーザル参加表明書』及び『参加資格確認書類』を提出し、共同企業体の、構成企業の企業名及びそれぞれの業務種別（役割分担）を明確にすること。
 - ク 協力企業は業務の一部を請け負うことができる（以下「再委託」という。）が、本市に承諾を得なければならない。ただし、統括管理業務は再委託を受けることはできない。
- ※ 参加者の構成例として、本書『別紙1 参加の構成図（例）』に参考図を掲載する。

2-2 参加資格要件

(1) 共通事項

参加者は、令和6年10月23日（水）（公告日）から『プロポーザル参加表明書』の提出期限までに、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 公告日現在において、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止、指名回避又は国その他の自治体においてこれに準じる措置を受けていない者であること。なお、プロポーザル参加表明書の提出以降から最優秀提案者及び次点提案者の選定までの間に、これら指名停止、指名回避又は国その他の自治体においてこれに準じる措置を受けた者は参加資格を失う。
- イ 柏原市暴力団排除条例（平成25年12月20日条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

- ウ 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 20 日条例第 27 号）第 9 条に基づく入札等排除措置を受けていない者であること。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- オ 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登録者を除く。）

(2) 参加者の条件等

参加者は、参加資格の確認基準日において、以下の各項の要件をすべて満たすこと。
なお、協力企業については、以下の各項の要件は適用しない。

① 参加者の要件

- ア 定期清掃業務及び緊急清掃業務を実施する者は、令和 5・6 年度柏原市有資格者名簿（建設工事）において「しゅんせつ工事」に登録があること、又は官公庁が発注する下水道施設に関する清掃業務の業務実績を有する者であること。
- イ 緊急修繕業務を実施する者は、令和 5・6 年度柏原市有資格者名簿（建設工事）において「土木一式工事」に登録があること、又は官公庁が発注する下水道施設に関する緊急修繕業務の業務実績を有する者であること。
- ウ 点検調査業務を実施する者は、令和 5・6 年度柏原市有資格者名簿（測量・建設コンサルタント）において「管内調査」に登録があること、又は官公庁が発注する下水道施設に関する点検業務及び調査業務の業務実績を有する者であること。
- エ 不明水調査業務を実施する者は、令和 5・6 年度柏原市有資格者名簿（測量・建設コンサルタント）において「管内調査」に登録があること、又は官公庁が発注する下水道施設に関する不明水調査業務の業務実績を有する者であること。
- オ マンホール蓋改築業務を実施する者は、令和 5・6 年度柏原市有資格者名簿（建設工事）において「土木一式工事」に登録があること、又は官公庁が発注する下水道施設に関するマンホール蓋改築業務の業務実績を有する者であること。
- カ ストックマネジメント計画策定業務を実施する者は、令和 5・6 年度柏原市有資格者名簿（測量・建設コンサルタント）において「土木関係建設コンサルタント」に登録があること、又は官公庁が発注する下水道施設に関するストックマネジメント計画策定業務の業務実績を有する者であること。

- キ 不明水対策計画策定業務を実施する者は、令和5・6年度柏原市有資格者名簿（測量・建設コンサルタント）において「土木関係建設コンサルタント」に登録があること、又は官公庁が発注する下水道施設に関する不明水対策計画策定業務の業務実績を有する者であること。
- ク 官公庁が発注する下水道施設に関する各対象業務の業務実績については、過去10年間の平成26年4月1日から令和6年3月31日までに完了した業務の経験をそれぞれ有していること。
- ケ 参加者が共同企業体の場合は、構成企業は上記ア～クのうち、複数の業務を兼務することができる。

② 配置予定技術者の要件

- ア 参加者は、契約締結後、単独企業の場合は自社から、共同企業体の場合は代表企業又は構成企業から速やかに統括管理責任者及び主任技術者を定めること。また、『①参加者の要件』のカ、キに示す業務については、照査技術者も定めること。
- イ 統括管理責任者は、以下の条件をすべて満たす者とする。
 - (ア) 参加者と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ『プロポーザル参加表明書』の提出日において3か月以上の恒常的な雇用関係がある者。
 - (イ) 下水道施設の維持管理等に関する高度な技術及び相当の経験を有する者。
 - (ウ) 技術士（総合管理部門技術士（上下水道-下水道））、技術士（上下水道部門-下水道）、RCCM（下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有する者。
 - (エ) 統括管理責任者は、兼務不可とする。
- ウ すべての主任技術者又は照査技術者は、共通事項として、以下の(ア)の条件を満たす者とする。また、各業務の主任技術者又は照査技術者は、以下の(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)の該当する条件をそれぞれ満たす者とする。
 - (ア) 参加者と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ『プロポーザル参加表明書』の提出日において3か月以上の恒常的な雇用関係がある者。
 - (イ) 『①参加者の要件』のアに示す業務を実施する主任技術者として、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有する又は、官公庁が発注する下水道施設に関する清掃業務の業務実績がある者。
 - (ウ) 『①参加者の要件』のイに示す業務を実施する主任技術者として、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有する又は、官公庁が発注する下水道施設に関する緊急修繕業務の業務実績がある者。

- (エ) 『①参加者の要件』のウ、エに示す業務を実施する主任技術者として、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有する者。
 - (オ) 『①参加者の要件』のオに示す業務を実施する主任技術者として、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有する又は、官公庁が発注する下水道施設に関するマンホール蓋改築業務の業務実績がある者。
 - (カ) 『①参加者の要件』のカ、キに示す業務を実施する主任技術者及び照査技術者として、技術士（総合管理部門技術士（上下水道-下水道））、技術士（上下水道部門-下水道）、RCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者。
- エ 日常的管理保全業務及び災害予防業務の配置予定技術者は、地域に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できる者とする。
- オ 管路内作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を現場に常駐させること。

2-3 参加資格の確認基準日

参加者は、『2-1 参加資格要件』を満たすことを証明するため、本市が行う参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、『プロポーザル参加表明書』及び『参加資格確認書類』の提出締切日（令和6年11月29日（金））とする。

2-4 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

プロポーザル参加表明書の提出以降から最優秀提案者及び次点提案者の選定までの間に単独企業又は共同企業体の代表企業が参加資格を失った場合、その時点で本プロポーザルの参加は無効となる。ただし、共同企業体において、代表企業以外の構成企業が参加資格を失った場合については、新たに参加資格の確認を受けた上で、当該構成企業が請負又は受託する予定であった業務を行う構成企業の変更又は追加を認める。

2-5 見積上限額

本業務の見積上限額は、以下のとおりとする。なお、下記金額は、消費税及び地方消費税含む。

見積上限額 468,981,700 円

ただし、各業務の見積上限金額は、下記のとおりとする。

- (1) 統括管理業務…………… 61,136,900 円
- (2) 日常的管理保全業務…………… 74,713,100 円
- (3) 計画的管理保全業務…………… 288,236,300 円
- (4) 計画策定業務…………… 34,387,100 円
- (5) 災害予防業務…………… 10,508,300 円

上記金額は、令和 6 年時点での想定数量に基づくものであり、本業務を実施する中で、数量が変更になった場合は、本業務実施期間中の各年度において締結する年度協定に基づき、支払金額を決定する。

また、計画的管理保全業務及び計画策定業務については、業務実施の前年度に、交付金要望に関する当該年度の実施数量及び委託料についての協議を行った上で、交付金の内示額に基づき年度協定を締結する。

2-6 募集に関する留意事項

(1) 公平な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 募集の取りやめ等

本市は、次の場合には参加者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることがある。この場合、当該参加者が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わない。

- ①参加者が連合し又は不穏な行動をなす等、募集を公正・透明に執行することができないと認められるとき。
- ②天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

(3) 参加の無効

参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、参加は無効とし『企画提案書』は提出できないものとする。

(4) プロポーザル実施要領等の承諾

参加者は、『プロポーザル参加表明書』の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(5) 費用負担

『企画提案書』等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位等

参加に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(7) 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

①著作権

企画提案書等の提出書類の著作権は、当該提出書類を作成した者に帰属するものとする。ただし、公表、展示又はその他本市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は必要な範囲でこれを無償で使用することができるものとする。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

②提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出後における修正、差し替え又は再提出は認めない。

③確認書類の提出

参加資格の内容を確認するため、本市は確認書類（契約書及び証明書等の写し）の提出を求めることができる。また、参加者はこれに応じなければならない。

④提出書類の無効

参加者が提出書類に虚偽又は不正な記載をしたと認められる場合は、『プロポーザル参加表明書』又は『企画提案書』を無効とし、プロポーザルへの参加を認めない。また、虚偽又は不正な記載をした参加者に対して指名停止等の処分を行う場合がある。

(8) 特許権等

『企画提案書』の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権、その他日本国の法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料又は施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該企画提案を行った参加者が負う。

(9) 貸与資料の取扱い

本市が貸与する資料は、本業務及び参加に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務及び参加に関する検討の範囲内であっても、本市の承諾を得ることなく、第三者にこれを貸与又は内容を提示してはならない。なお、『要求水準書 別紙』の【別紙5】提供資料に記載の提供資料等を希望する参加者は、事前に『提出書類作成要領及び様式集』（様式V）資料貸与申請書を本市に提出すること。

(10) 選定委員に関する留意事項

参加者は、最優秀提案者及び次点提案者の選定までの間に直接又は間接を問わず、選定委員及びその関係者と本業務に関する接触を試みた者の参加は無効とする。

(11) 参加者の複数企画提案の禁止

参加者は、1つの企画提案しか行うことができない。

(12) その他

本市は、プロポーザル実施要領等に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して新たに通知する必要がある場合は、本業務に係るホームページを通じて参加者に通知する。また、募集の公告日以降、プロポーザル実施要領等を補完又は修正する追加資料を本市が公表した場合は、当該追加資料がプロポーザル実施要領等の記載内容より優先するものとする。なお、当該追加資料の公表は、本業務に係るホームページで行うため、本市は参加者に対し閲覧確認は行わない。また、参加者は閲覧確認の有無について何ら申し立てすることはできない。

3 本プロポーザルの日程及び問合せ先

3-1 各種手続きスケジュール及び方法

プロポーザル実施要領等の公告から契約締結までの日程、各種手続きにおける作成形式等及び手続き方法については、下記のとおり予定している。ただし、参加書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

各種手続きスケジュール表

項目（予定）	日程（予定）	作成形式等	手続き方法
プロポーザル実施要領等の公告日	令和6年10月23日	—	HPに公告
プロポーザル実施要領等の説明会	令和6年10月23日	—	—
プロポーザル実施要領等に関する質問の受付期間	令和6年10月24日 ～令和6年10月30日	Word	電子メール
プロポーザル実施要領等に関する質問への回答公表日	令和6年11月8日	—	電子メール及びHP
プロポーザル参加表明書及び参加資格確認書類受付期間	令和6年11月11日 ～令和6年11月29日	44-3 参照	持参
参加資格確認結果の通知日	令和6年12月9日	—	電子メール
企画提案書の受付期間	令和6年12月10日 ～令和7年1月10日	44-5 参照	持参
プレゼンテーション・ヒアリング実施日	令和7年2月12日（予定）	—	—
最優秀提案者選定結果の通知	令和7年3月（予定）	—	電子メール及びHP
審査結果の公表	令和7年4月（予定）	—	電子メール及びHP
契約締結日	令和7年4月（予定）	—	—

3-2 手続き、通知、書類の提出及び問合せ等について

『4 募集に関する手続き等』及び『6 提出書類』における各種手続きや問合せの宛先は、すべて下記のところとする。なお、問い合わせ先、連絡方法については、間違いのないようにすること。また、『2 プロポーザル参加に関する条件等 2-6 募集に関する留意事項 (12) その他』で記載したホームページは下記の URL とし、参加者は常に確認しておくこと。

柏原市 上下水道部 下水工務課 下水維持管理係 (担当者：菊川、野宮)

所在地：〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電話：072-972-1501 (代表)

072-972-1647 (直通)

F A X : 072-973-1502

電子メール：gesui-koumu@city.kashiwara.lg.jp

U R L : <http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2024101800015/>

4 募集に関する手続き等

4-1 プロポーザル実施要領等に関する質問の受付・提出

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和6年10月24日（木）から令和6年10月30日（水）17時00分までとする。

(2) 提出方法

参加者は、『提出書類作成要領及び様式集』（様式Ⅰ）プロポーザル実施要領等に関する質問書に必要事項を記入し、件名を「プロポーザル実施要領等に関する質問（企業名（法人名）」（「」を除く。）として電子メールにより送付すること。また、本市に対し着信確認を行うこと。

4-2 プロポーザル実施要領等に関する質問への回答公表

本市は、プロポーザル実施要領等に関する質問の回答を本市ホームページにて公表する。なお、質問者の特殊な技術及びノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに電子メールにより回答する。ただし、質問者は匿名で回答する。

4-3 プロポーザル参加表明書等及び参加資格確認書類の受付・提出

参加者は、『提出書類作成要領及び様式集』（様式Ⅱ-1）プロポーザル参加表明書、（様式Ⅱ-2）構成企業一覧、参加資格確認書類（様式Ⅱ-4～Ⅱ-9）を単独企業、共同企業体に応じて作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和6年11月11日（月）から令和6年11月29日（金）（土日祝日、閉庁日を除く。）までとする。なお、受付時間は9時00分から17時00分までとする。

(2) 提出方法

参加者は、事前に本市へ連絡を取り、持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。なお、持参する日時を事前（前日まで）に本市に確認（電話又は電子メール）した上で、指定日時に持参すること。

(3) 提出書類

提出書類の作成に当たっては、『提出書類作成要領及び様式集』を参照のこと。

4-4 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和6年12月9日（月）に、本市から参加者に対して電子メールにより通知する。この場合において、参加資格がないと認められた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。なお、電子メールによる通知を確認した後、確認したこととの電子メールを返信すること。

4-5 企画提案書の受付・提出

参加資格があると認められ、企画提案をしようとする参加者は、『提出書類作成要領及び様式集』（様式Ⅲ-1）企画提案書提出届、（様式Ⅲ-2）提出書類確認シート、（様式Ⅲ-3）第一次審査シート、（様式Ⅲ-4～Ⅲ-16）企画提案書（電子データを含む。）、（様式Ⅲ-17）参考見積書、（様式Ⅲ-18）参考見積内訳書を以下のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月10日（金）（土日祝日、閉庁日を除く。）までとする。なお、受付時間は9時00分から17時00分までとする。

(2) 提出方法

参加者は、事前に本市へ連絡を取り、持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。なお、持参する日時を事前（前日まで）に本市に確認（電話又は電子メール）した上で、指定日時に持参すること。

(3) 提出書類

『提出書類作成要領及び様式集』を参照すること。

4-6 参加の辞退

参加者はプロポーザル参加表明書の提出以降、企画提案書の提出期限日まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、令和7年1月10日（金）9時00分から17時00分までに『提出書類作成要領及び様式集』（様式Ⅳ）辞退届を持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。なお、持参する日時を事前（前日まで）に本市に確認（電話又は電子メール）した上で、指定日時に持参すること。

5 最優秀提案者の決定等

5-1 選定委員会の設置

本市は、参加者が提案する企画提案の中から最優秀提案者の選定するため、選定委員会を設置する。選定委員会は、『審査要領』に基づき『企画提案書』の審査を行う。

5-2 資格審査

本市は、参加者から提出されたプロポーザル参加表明書、構成企業一覧及び参加資格確認書類について、『2 プロポーザル参加に関する条件等』に示す参加資格要件の審査を行い、審査結果を参加者に通知する。参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

5-3 提案審査

(1) 第一次審査

本市において、参加者から提出された企画提案書提出届、提出書類確認シート、第一次審査シート、企画提案概要書、企画提案書（電子データ含む。）、参考見積書について、『審査要領』1 審査方針 1-4 提案審査 (1) 第一次審査に基づき、これら提出書類等の不備の有無を確認した上で、提案内容が要求水準を満たしているかの審査を行う。なお、第一次審査結果は参加者に書面で通知する。

(2) 第二次審査

選定委員会において、第一次審査を通過した参加者の企画提案書について、『審査要領』1 審査方針 1-4 提案審査 (1) 第二次審査 ①技術評価に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング等を実施して技術評価を行う。また、参考見積書に記載された提案金額については、第二次審査 ①技術評価の後、『審査要領』1 審査方針 1-4 提案審査 (2) 第二次審査 ③価格評価に基づき本市が価格評価を行う。なお、提案金額が見積上限額を超過した者は失格とする。

①プレゼンテーション・ヒアリングの実施

選定委員会は、第一次審査を通過した参加者を対象にプレゼンテーションを実施し、提案内容等を確認するヒアリングを行う。プレゼンテーション・ヒアリングでは『審査要領』1 審査方針 1-4 提案審査 (2) 第二次審査 ①技術評価 ア 審査項目に示すとおり、参加者の取組姿勢、コミュニケーション力の評価を行う。なお、プレゼンテーション・ヒアリングの詳細については『審査要領』に示す。

②プレゼンテーション・ヒアリングの出席者

プレゼンテーション・ヒアリングの出席者数は5名までとする。ただし、選定委員会からの質問に対する回答は配置予定統括管理責任者若しくは配置予定主任技術者が答えること。なお、出席者は、単独企業若しくは共同企業体の代表企業及びその構成企業とし、それ以外の者の出席は認めない。

5-4 最優秀提案者及び次点提案者の選定

選定委員会の審査において最も高い評価となった提案を優秀提案とし、当該提案者を最優秀提案者として選定する。また、次に高い評価となった提案者を次点提案者とする。なお、審査において最も高い評価となった提案が複数あった場合や参加者が1者であった場合等の選定方法については『審査要領』に示す。

5-5 選定結果の通知等

選定委員会において最優秀提案者が決定した場合、本市は電子メールで参加者全員に通知するとともに、本市ホームページで公表する。なお、選定結果についての不服・選定の経緯及び異議申し立て等の問合せには一切応じない。

5-6 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合は、本市ホームページにて公表する。

5-7 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、参加資格を失うとともに、本市から柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に準じて指名停止等の措置を受けることがある。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ②他の参加者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③最優秀提案者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示すること。
- ④企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

5-8 契約手続き

(1) 基本契約の締結

本市は、最優秀提案者を契約候補者とし、本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。

(2) 最優秀提案者と契約を締結できない場合

最優秀提案者が下記のいずれかに該当したとき、本市は、次点提案者を契約候補者として契約交渉を行うものとする。

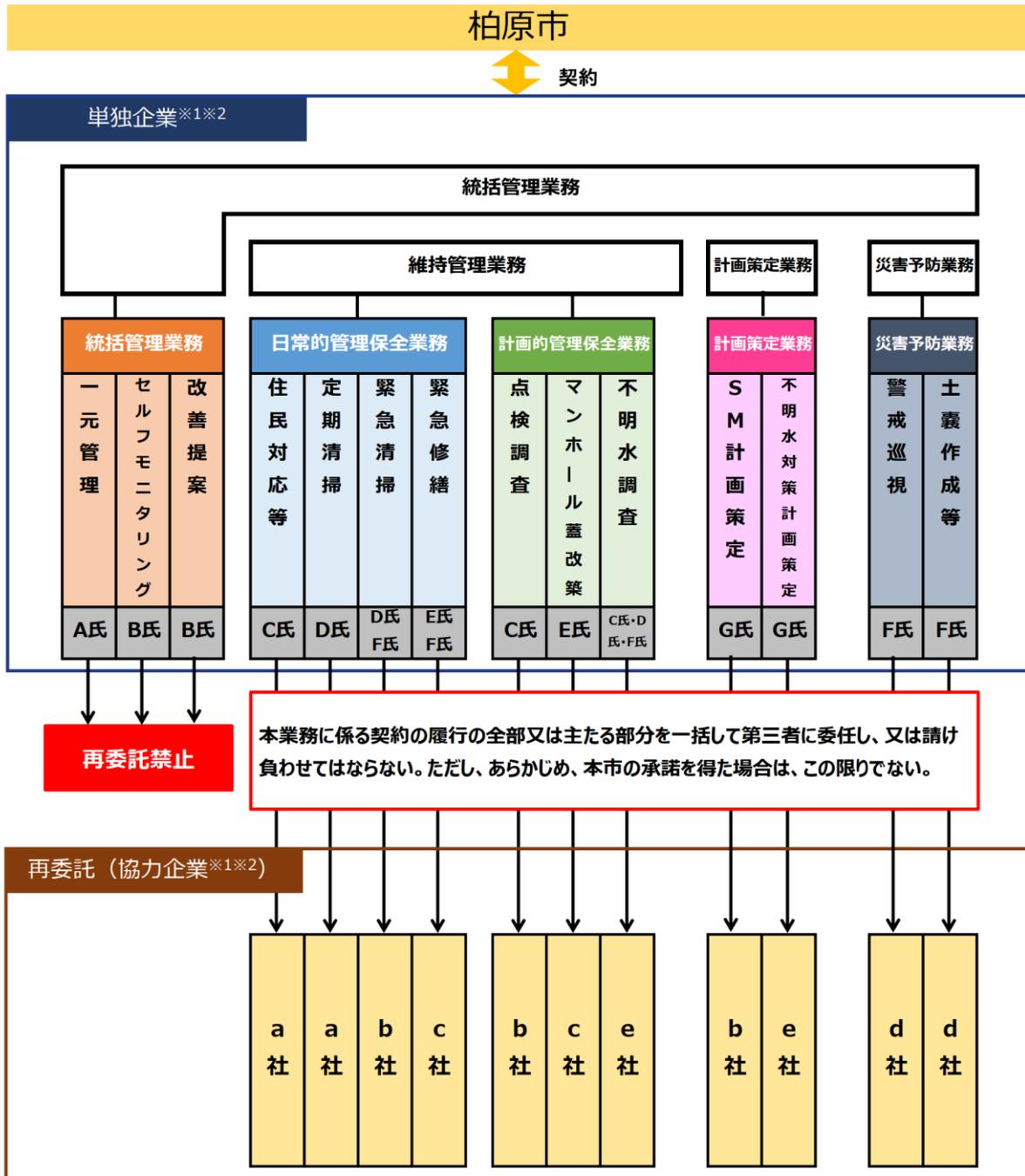
- ①『2 プロポーザル参加に関する条件等』に定める参加資格要件を満たすことができなくなったとき。
- ②契約交渉が成立しないとき又は契約候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- ③その他の特段の理由により本契約の締結が不可能となったとき。

6 提出書類

本プロポーザルに関する提出書類の詳細は、『提出書類作成要領及び様式集』に示すとおりとする。

別紙1 参加者の構成図（例）

参加者の構成図（例） 単独企業



※1： 単独企業又は協力企業に、市内に本店又は営業所を有する企業を含むこと。

※2： 単独企業は、本書『P4. (2) 参加者の条件等 ①参加者の要件』及び『P5.②配置予定技術者の要件』を自社ですべて満たすこととする。

※3： 再委託先の企業（協力企業）は、本書『P4. (2) 参加者の条件等 ①参加者の要件』及び『P5.②配置予定技術者の要件』を満たさなくてよい。

参加者の構成図（例） 共同企業体

